

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ 変更に伴う市立病院・市立本吉病院の対応について

- 令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、現行の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更されます。
- 市立病院・市立本吉病院では、5類移行後も引き続き、来院する皆様に次の事項について御協力をお願いします。
 - ① 病院には、多くの高齢者や免疫力が低下し、重症化リスクの高い患者が入院・通院されていることから、来院される方は、症状の有無にかかわらず、引き続き、マスクの着用にご協力願います。
 - ② マスク着用と併せ、病院入口での手指消毒、検温など、その他の感染対策も、これまで同様に御協力願います。
 - ③ マスクを着用されていない場合、着用をお願いのため、お声をかけさせていただく場合があります。また、御協力いただけない場合には院内への入館や診療をお断りすることもありますので、御承知おき願います。
 - ④ 37.5℃以上の発熱のある方は、来院前の電話連絡にご協力願います。
【市立病院】TEL 0226-22-7100 【市立本吉病院】TEL 0226-42-2621
- 市立病院・市立本吉病院では、院内感染防止のため、5類移行後も病院が来院をお願いする場合を除き、全病棟での面会禁止を継続します。
なお、市立病院では、入院中の患者さんと御家族の皆様の不安を少しでも解消していただけるよう、タブレット端末を使用した「オンライン面会」を行っていますので御利用願います。
- 院内における感染拡大防止のため、御理解賜りますようお願い申し上げます。
- なお、市立病院・市立本吉病院における医療費は、全国の他の医療機関と同様、次のとおりとなります。
 - ① 外来治療費（検査・治療）は、通常の保険診療扱いとなり、自己負担が生じます。
 - ② 入院費も、通常の保険診療扱いとなり、原則として自己負担が生じますが、本年9月末までは、高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円が減額されます。
 - ③ ①及び②にかかわらず、新型コロナ治療薬の費用は、本年9月末まで公費支援が継続され、自己負担はありません。